

東かがわ市告示第 37 号

東かがわ市コミュニティ助成修繕等対応事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 21 日

東かがわ市長 上村 一郎

### 東かがわ市コミュニティ助成修繕等対応事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、東かがわ市コミュニティ助成修繕等対応事業補助金（以下「補助金」という）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 備品等 第 5 条に定める団体が実施する活動に必要な備品等をいう。
- (2) 修繕等 備品等の修繕及び整備をいう。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業は、一般財団法人自治総合センターが定めるコミュニティ助成事業実施要綱に基づき自治会等のコミュニティ組織が実施する事業のうち、一般コミュニティ助成事業に準ずる事業とする。ただし、次の各号に該当する場合は、対象外とする。

- (1) 複数年度にまたがる事業
- (2) 毎年繰り返し実施されている事業
- (3) 当該申請の属する年度の過去 2 年度間において同様の内容で採択された事業
- (4) 従来から実施している事業の財源の組替え又は他事業の事務負担等の軽減を主とする事業
- (5) 他の整備補助金等の交付を受けて行われる事業

(対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる備品等の修繕等に要する経費（輸送費を含む。）とする。ただし、別表に掲げる修繕等に要する経費は対象外とする。

- (1) 既存の備品等の緊急な修繕費用
- (2) 緊急な修繕において、その備品等の性質上、修繕が出来ないものに対する更新費用
- (3) その他市長が特に認める修繕等費用  
(事前手続)

第5条 コミュニティ組織は、補助金の交付を受けようとするときは、市長が指定する日までに、本要綱に基づく必要な書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による書類の提出前に当該事業に着手してはならない。

(対象団体)

第6条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号に掲げる団体とする。ただし、宗教団体、営利活動その他活動が地域に密着していると言いがたい団体等は対象外とする。

- (1) 住民が自主的に組織した営利を目的としていない団体
- (2) 協同組合
- (3) その他市長が特に認める団体

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とし、かつ、本市の予算の範囲内の額とする。ただし、補助対象経費は、下限額5万円、上限額100万円とする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請等)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者は、東かがわ市コミュニティ助成修繕等対応事業補助金交付申請書（様式第1号）及び収支予算書（様式第2号）にその他必要な資料を添えて、市長が定める期限までに提出するものとする

2 前項の期限を過ぎて行われた申請は、受け付けないものとする。ただし、市長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、速やかに、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助金額及び交付の適否を決定するものとする。

(決定の通知)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、東かがわ市コミュニティ助成修繕等対応事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、その決定の内容を補助金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第11条 申請者は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、その内容に変更が生じる場合は、速やかにその理由を付し、東かがわ市コミュニティ助成修繕等対応事業補助金変更申請書（様式第4号）及び変更収支予算書（様式第5号）にその他必要な書類を添えてを提出し、あらかじめその承認を受けるものとする。ただし、市長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

(実績報告等)

第12条 申請者は、補助事業が完了したときは、東かがわ市コミュニティ助成修繕等対応事業補助金実績報告書（様式第6号）、収支決算書（様式第7号）及びその他必要な書類を添えて、速やかに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定により実績報告書が提出された場合において、当該補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、東かがわ市コミュニティ助成修繕等対応事業補助金交付確定通知書（様式第8号）により申請者へ通知する。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後、補助金を交付するものとし、申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、東かがわ市コミュニティ助成修繕等対応事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、第10条に規定する補助金の交付の決定を通知した後において補助金の全部又は一部を概算により交付することができる。この場合において、申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、東かがわ市コミュニティ助成修繕等対応事業補助金概算交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による補助金の概算交付を受けた申請者は、補助金の精算をしなければならない。この場合において、当該概算交付の金額が前条の規定により確定された補助金の額を超えることとなったときは、その超えることとなった金額を返還させるものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

## 別表

補助対象外経費	
1	個人の利用に留まるもの
2	各戸へ配布するもの
3	教育（学校）行事を目的に整備するもの
4	施設用備品（テレビ、冷蔵庫、エアコン等）
5	建物と実質一体とみなせるもの（トイレ、畳、カーペット、襖、アコーディオンカーテン、太陽光パネル等）
6	防災目的の備品
7	地域性のない楽器類（軽音楽器、ピアノ等）
8	自転車
9	動力の付いた屋台、山車等
10	防犯カメラ
11	PC及びアプリケーションソフト
12	一般調理器具（食器、包丁、箸等）
13	医薬品
14	照明器具等のうち、電球のみの整備
15	銃・刀剣類（模造品含む）
16	電力申請費等の申請に要する費用

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

東かがわ市長

殿

所在地  
名称  
代表者氏名

東かがわ市コミュニティ助成修繕等対応事業補助金交付申請書

年度において次のとおり東かがわ市コミュニティ助成修繕等対応事業補助金の交付を受けたいので、東かがわ市コミュニティ助成修繕等対応事業補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 補助申請額	円
2 事業名	東かがわ市コミュニティ助成修繕等対応事業
3 事業の目的	
4 事業の内容	
5 着手・完了 予定年月日	着手日 年 月 日 完了日 年 月 日
6 事業の効果	
7 添付書類	(1) 収支予算書（様式第2号） (2) 事業計画書 (3) 前年度から引き続き存続する団体にあつては、前年度の決算書及び事業報告書 (4) その他市長が必要と認める書類
8 備考	



様

東かがわ市長

東かがわ市コミュニティ助成修繕等対応事業  
補助金交付決定(変更交付決定)通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次の通り決定したので通知します。

1 交付年度	年度
2 事業名	東かがわ市コミュニティ助成修繕等対応事業
3 補助金等の 交付決定額	円
4 交付条件	<p>(1) この補助金等は、申請のあった目的以外に使用してはなりません。</p> <p>(2) 事業等に着手した場合において、市長の指示があったときは、直ちに補助事業等着手届を提出してください。</p> <p>(3) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、直ちに市長の承認又は指示を受けなければなりません。</p> <p>ア 内容を変更するとき（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）</p> <p>イ 中止し、又は廃止するとき。</p> <p>ウ 予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。</p> <p>(4) 補助事業等が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書、収支決算書等を提出してください。</p> <p>(5) 市長が必要と認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をします。</p> <p>(6) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。</p> <p>(7) 東かがわ市コミュニティ助成修繕等対応事業補助金交付要綱等の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金等の返還を求めます。</p>
5 備考	



東かがわ市長

殿

所在地  
名称  
代表者氏名

東かがわ市コミュニティ助成修繕等対応事業補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号により補助金等の交付決定を受けた補助事業等について、次のとおりその内容等を変更したいので、東かがわ市コミュニティ助成修繕等対応事業補助金交付要綱第11条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 補助決定額	円	
2 事業名	東かがわ市コミュニティ助成修繕等対応事業	
3 変更事項 (中止・廃止事項)	変更前	
	変更後	
4 変更後の 事業趣旨・目的 期待できる効果		
5 変更理由		
6 変更後の着手・ 完了予定年月日	着手日	年 月 日
	完了日	年 月 日
7 添付書類	(1) 変更収支予算書（様式第5号） (2) 変更内容を説明する資料 (3) その他市長が必要と認める書類	
8 備考		



東かがわ市長

殿

所在地  
 名称  
 代表者氏名

東かがわ市コミュニティ助成修繕等対応事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金等の交付決定を受けた東かがわ市コミュニティ助成修繕等対応事業補助金について、次のとおり東かがわ市コミュニティ助成修繕等対応事業補助金交付要綱第12条の規定により関係書類を添えて報告します。

1 補助金の額	円
2 事業名	東かがわ市コミュニティ助成修繕等対応事業
3 事業内容	
4 着手・完了 年 月 日	着手日 年 月 日 完了日 年 月 日
5 添付書類	(1) 収支決算書（様式第7号） (2) 収支決算書の根拠となる証拠書類（領収書、請求書、会計監査に関する書類等） (3) 補助事業等の実施状況を示す書類 (4) その他市長が必要と認める書類
6 事業の実施状況及び効果・成果	
6 備考	



第 号  
年 月 日

様

東かがわ市長

東かがわ市コミュニティ助成修繕等対応事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで提出のあった補助事業等の実績報告に係る補助金等の額  
については、次のとおり確定したので、通知します。

1 交付年度	年度
2 事業名	東かがわ市コミュニティ助成修繕等対応事業
3 補助金等の 交付確定額	円
4 交付条件	(1) この補助金等は、申請のあった目的以外に使用しては なりません。 (2) 市長が必要であると認めるときは、当該職員に書類等の 検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査 をします。 (3) 東かがわ市コミュニティ助成事業補助金交付要綱等の 規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金等 の返還を求めます。

様式第9号（第14条関係）

年 月 日

東かがわ市長

殿

所在地

名称

代表者氏名

㊟

東かがわ市コミュニティ助成修繕等対応事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号 により補助金等の確定通知のあった補助事業等について、次のとおり請求します。

1 事業名

2 請求額

円

3 振込先

金融機関名	
口座種別	
口座番号	
(フリガナ) 名義人	( )

様式第10号（第14条関係）

年 月 日

東かがわ市長 殿

所在地  
名称  
代表者氏名

㊤

東かがわ市コミュニティ助成修繕等対応事業補助金概算交付請求書

年 月 日付け 第 号により補助金等の交付決定を受けた補助事業等について、次のとおり概算請求します。

1 事業名

2 請求額 円

3 振込先

金融機関名	
口座種別	
口座番号	
(フリガナ) 名義人	( )